

私はだまされない
その思い込みが危険！

成年年齢引き下げに 関連するサイト

政府広報オンライン
「成年年齢引き下げ」



成年年齢引き下げ特設
ウェブサイト「大人への
道しるべ」(法務省)

「18歳から大人」特設
ページ(消費者庁)



成年年齢が引き下げられ、

解説

18 歳になり、大学の先輩から「50 万円の投資の自動売買システムを購入すれば、何もなくても稼げる」と勧誘を受けました。「高額で支えない」と断ると、「消費者金融で、社会人と言えれば借りられる」と教えられ、借金して契約しました。翌日、不安になり友人に相談すると、「高額で怪しい」と言われたこともあり、解約を検討しています。

事例4

成年年齢引き下げによるトラブル

社会経験の少ない若者をターゲットに
強引な契約を持ち掛ける手口に注意！

！
今後増加が見込まれる

- 社会経験の少ない18歳、19歳でも高額な契約が自由にできるようになり、また「お金がない」と断っている若者に、借金やクレジット契約をさせ、強引に契約を結ばせる事例が増加しています。
- 対処法**
- ①「簡単にもうかる」ことはありません。「借金してまで契約すべきものか」と冷静に考えましょう。
 - ② 契約を望まない場合は、「お金がない」ではなく「やりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。
 - ③ 利用目的・職業・年収について偽りの記載をして借金することは絶対にやめましょう。
 - ④ 契約後、指定期日内であればクーリングオフができる場合もあります。

事例3

訪問販売による事例

「保険金を使えば無料で修理ができる」と自己負担なしを強調。「当社で保険申請のサポートをする」などの甘い言葉にも注意！



「近所を回っている」と自宅を訪問してきた業者から「台風で屋根の一部が壊れている。火災保険を使えば自己負担なしで修理できる。ついでに雨どいも直さないか。保険の申請は無料で代行する」と言われ、「自己負担がないなら」と契約しました。実際に支払われた保険金が業者の見積金額より少なかったため解約を申し出ると、「違

解説

約金として、契約書に書いてある通り、受け取った保険金の4割を払うように」と言われました。

火災保険は、火災はもちろん、台風や豪雨など自然災害で被害を受けたときに申請できる保険です。経年劣化による住宅の傷は対象外です。申請内容がうそだと分かった場合、保険契約の解除や受け取った保険金の返還を求められます。

対処法

災害により被害を受けたら、保険の適用対象となるか、自分自身で損害保険会社や代理店に確認しましょう。工事を依頼するときは、複数の業者から見積もりを取りましょう。

糸島市消費生活センター

糸島市消費生活センターには、主に「消費者からの相談の対応」と「消費者への啓発活動」の2つの役割があります。

啓発活動

★出前講座

① 知って防ごう！悪質商法

次々に手口が変わる悪質商法。その最新情報と注意点についてクイズや寸劇を交えながら紹介します。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



出前講座の寸劇の様子

② 知ってみよう！キャッシュレス決済

多様化する支払い方法。クレジットカード、電子マネーなどの最新情報を知り、賢い消費者を目指しましょう。

★消費者力アップ講座！ 9月5日(月)10時から開催

「聞いて納得！健康食品の見分け方」

健康食品に関する正しい知識や利用の際の注意点を学びます。

【申し込み方法】

電話・FAX・メールのいずれかで、住所、氏名、年齢、電話番号を糸島市消費生活センターまでお知らせください。

糸島市消費生活センター(糸島市役所第二庁舎1階)

☎(332)2098 FAX(324)2531

✉shohi@city.itoshima.lg.jp

【相談日時】9時～17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

オンライン相談も
行っています。



小学生のための消費者力アップ講座
(8月1日開催)

ボードゲーム(人生ゲーム)を通してお金の計算や為替の基礎知識を学んだ

相談対応

消費生活専門相談員などの専門の資格を持った相談員が、消費者から相談を受け、適切な助言を行います。

相談内容

- 商品の購入、使用またはサービスの利用で生じた苦情相談
- 製品の事故や製品不良に関する相談
- 商品やサービスの知識、選択、購入方法に関する相談
- 債務整理の方法に関する相談 など



田中 富士子さん(消費生活相談員)

糸島市消費生活センターに12年勤務。トラブルが解決した後の相談者からの「ありがとう」の言葉が励みになっている



インタビュー
Interview

多様化するトラブルを二人三脚で解決へ

消費者は、事業者と比べ情報量や交渉力などが圧倒的に不足しています。そのため、事業者から言葉巧みに迫られ契約をしてしまうのです。私の仕事は、消費者が事業者と対等になれるようにアドバイスをを行い、相談者と一緒になって問題を解決することです。悪質事業者の手口は日々巧妙化しています。それに対応できるように私も情報収集が欠かせません。

日々アンテナを張って、困ったら相談を

皆さんも、トラブルが多い事例を頭に入れておきましょう。ネットトラブルで1,000万円以上の被害に遭った人もいます。自分には関係ないと思わずに、少しでも情報を取り入れてください。おすすめは消費者庁や国民生活センターのLINEを登録することです。お知らせが来て、最新情報を入手できます。それでも、もし「自分はだまされているかも」と思ったら、恥ずかしがらずに家族や消費生活センターなどに、すぐに相談してください。

消費者庁 若者ナビ！
(LINE)



国民生活センター
(LINE)

